

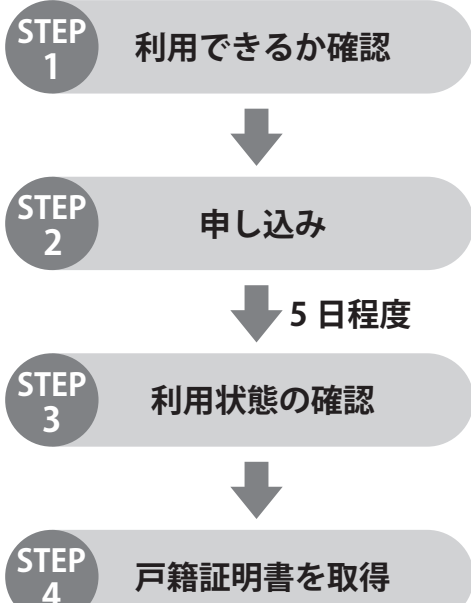
マイナンバーカードを利用した戸籍証明書のコンビニ交付はこれまで住所・本籍地ともに市内の人に限定されていましたが、今回の拡充により、本籍地が市内であれば、住所にかかわらず全国のコンビニエンスストアで取得できるようになりました。

利用方法

ご利用には、マイナンバーカードによる事前の「利用登録申請」が必要です。利用登録は、お近くのコンビニエンスストアのマルチコピー機で行えます。

利用開始日／8月4日(火)
利用可能時間／6時30分～23時
(年末年始・メンテナンス日を除く)

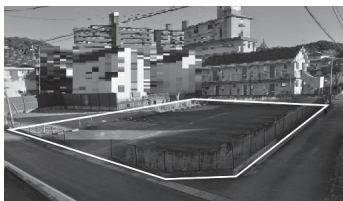
- 申請から利用までに5日程度かかります。
- 一度利用登録申請を行えば、本籍地が変わらない限り申請する必要はありません。



2カ所の市有地を一般競争入札により売却します。市有地の購入を希望される人は、入札参加申し込み手続きをしてください。最低売却価格以上で最高価格入札者が落札者となります。

売却物件

所在地／長岡字白地堂 157 番 5 (宅地)、
157 番 6 (雑種地) 計 722.2㎡
最低売却価格／38,854,000 円
※建築基準法第 43 条の許可が必要です。



所在地／田原野字中田 80 番 2 (宅地)
215.92㎡
最低売却価格／3,330,000 円
※市街化調整区域です。



Information お知らせ

コンビニ交付の利用拡充

さらに便利に！

問 市民課 055(948)2901



▲市HP

Information お知らせ

市有地の売却

購入希望者は申し込みください

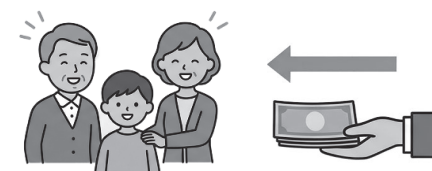
問 管財営繕課 055(948)1451



▲市HP

高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は個人や世帯の所得に応じて決まっています。



上限額を超えた分払い戻し

高額療養費制度の上限額表(8月～令和9年7月まで)

適用区分		年収目安	【月額上限】 入院＋外来 (世帯ごと) ≪多数回該当≫	【年額上限】 入院＋外来 (世帯ごと)	外来 (個人ごと、 70歳以上のみ)
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役 並みⅢ	約1,160万円～	270,300円＋1% ≪140,100円≫※	1,680,000円	
区分イ	現役 並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円＋1% ≪93,000円≫※	1,110,000円	
区分ウ	現役 並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円＋1% ≪44,400円≫※	530,000円	
区分エ	一般 Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 ≪44,400円≫※	530,000円	【月額上限】 22,000円 【年間上限】 216,000円
区分オ		住民税非課税 (70歳未満)	36,900円 ≪24,600円≫※	290,000円	
		住民税非課税 世帯Ⅱ	25,700円 ≪24,600円≫※	290,000円	【月額上限】 11,000円 【年間上限】 96,000円
		住民税非課税 世帯Ⅱ	一定所得以下 (70歳以上)	15,700円	180,000円 【月額上限】 8,000円

※直近12か月間に3回以上上限額に達した場合、4回目以降はこの額まで軽減されます。
◆高額療養費制度の見直しは令和8年度と令和9年度の2段階実施されます。

高額療養費見直しのポイント

月ごとの上限額が引き上がりましたが、長期間の治療が必要な人への負担を抑えるため「年間の上限額」が新たに設けられました。
毎月高額療養費の対象になる人などは、年間の医療費負担が軽くなる場合があります。

適用区分の確認方法について

- マイナ保険証をご利用の人
マイナポータルで確認できます。
- 資格確認書をお持ちの人
限度額適用認定証で確認できます(申請が必要です)。
※限度額適用認定証は、マイナ保険証をご利用中の人や国民健康保険税に未納がある人には交付されません。

Information お知らせ

8月から高額療養費の上限額が変わります 高額療養費制度の見直し

問 国保年金課
055-948-2905

将来にわたり高額療養費制度を維持するため、月単位の自己負担額について、医療費の伸びや所得に応じて負担する金額が変わります。